

人事委員会議事録（第1781回）

1 開催日時

令和8年9月24日（木）10：00～11：30

2 開催場所

3 委員会第2会議室

3 会議に出席した者

委員長	大久保 和 代
委員	長 尾 真
委員	中 上 幹 雄
事務局職員	三 宅 ゆかり
	北 守 人
	川 崎 勝 之
	事務局長
	任用給与課長
	任用給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件（第1780回）

人事委員会議事録（第1780回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

専決処分をしたものにつき承認を求める件

—措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和8年（措）第5号事案）—

任用給与課長が、令和8年8月19日付けで委員長が行った令和8年（措）第5号事案に関する専決処分について報告し、審議の結果、原案どおり承認した。

第3号議案

措置要求の受理及び事務担当者の指名並びに判定の件（令和8年（措）第6号事案）

任用給与課長が、令和8年9月7日付けで措置要求を受理するとともに、中上幹雄委員を事務担当者に指名する旨及び判定書（案）を説明し、審議の結果、原案どおり判定した。

第4号議案

措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和8年（措）第7号事案）

任用給与課長が、令和8年9月9日付けで措置要求を受理するとともに、中上幹雄委員を事務担当者に指名する旨を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第5号議案

措置要求の判定の件（令和8年（措）第2号事案）

任用給与課長が、令和8年2月13日付けの措置要求（令和8年（措）第2号事案）の判定書（案）を説明し、審議の結果、原案どおり判定した。

第6号議案

採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

任用給与課長が、兵庫県知事から請求のあった採用選考（発令予定：令和8年9月1日）並びに職務の級及び号給を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

協議事項1

職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い

任用給与課長が、本年の職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱いを説明した。

（委員）

民間企業であれば、給与改定は財政状況により判断されるが、財政状況の影響はどうか。

（委員）

人事委員会は独立の機関であり、人事委員会の勧告を受けて、実際に判断するのは知事及び議会となる。

（事務局）

人事委員会は、職員の給与水準と民間従業員の給与水準を均衡させるという民間準拠の考え方に従って、地方公務員法に基づいて勧告する役割がある。給与勧告は、もともと財政状況を考慮する仕組みになっていない。

（委員）

今年は、例年どおりの勧告というわけにいかないのではないかと。

（事務局）

調査結果を元に較差が数字で出ている以上、人事委員会としては、職員の給与水準と民間従業員の給与水準を均衡させるよう、必要な改定を勧告するのが役割

（委員）

いかに職員のモチベーションを上げていけるような報告・勧告とするかが重要

（委員）

職員のモチベーションを維持しないと人材が流出する。モチベーションを維持できるような内容の勧告としないといけない。

（事務局）

次回、実際の文案で記載をご検討いただければと考えている。

報告事項 1

兵庫県人事委員会勧告に向けた申入れ

任用給与課長が、標記勧告の申し入れについて報告した。

報告事項 2

令和 8 年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果

任用給与課長が、標記調査の結果を報告した。

報告事項 3

任命権者が行った処分

任用給与課長が、警察本部長が行った 2 件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会